

○新たな県国土利用計画・土地利用基本計画の素案に関する意見とその対応について

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
〈全体〉					
1	農業担い手課		全体	農地がコミュニティ形成等の関連しか記載がなく、本来の活用のあり方が欠落しているため、「日本は食料の多くを輸入に依存している中において、本県農業は食料自給率の向上の観点から将来にわたる食料の安定的供給の確保を図る」ことや、「活力ある県土づくり、産業振興に資する土地利用に向け、農地については食料の安定的な生産に必要な基礎的資源であり、効率的な利用による本県の基幹産業である農業の発展と農業生産活動を通じて多面的な機能を発揮する土地利用を推進する」ことを「理念」または「基本方針」に記載する必要がある。	2 県土地利用の基本方針（4）イ及び3計画の実現に向けた措置（2）エを追記修正します。
2	農業担い手課		全体	「農地」と「農用地」が混在しているが、何か理由があって使い分けしているのか確認したい。	「農地」で統一します。
3	農業担い手課		全体	「県土利用における課題」の前段に数的データ等を含む「現状」の記載が必要と思われる。 ※平成22年12月策定の「現状」を参考	御意見を踏まえて修正します。
〈前文〉					
4	危機管理課	3	前文	「気候変動による自然災害の多発化」は一般的な言い回しではないため、「気候変動による自然災害の頻発化・激甚化」に修正すべき。	御意見のとおり修正します。
〈1 本計画の役割〉					
5	土木企画課	5	1 本計画の役割 イメージ図	「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン、ふくしま道づくりプラン」を令和3年度に策定予定であるが、策定までの空白期間の延長は行わないため、次期国土利用計画策定時（R3.9）のプラン名としては適切ではない。部門別計画の記載方法について、庁内で調整を図る必要があるのではないか。	計画策定時（来年9月予定）において最新の状況を取り入れたいと考えます。なお、イメージ図に、注意書きを付記します。
6	農林企画課	5	イメージ図	「ふくしま農林水産業新生プラン」は「通称」であるため、正式名称である「福島県農林水産業振興計画」と表記した方がよいと思われる。	御意見のとおり修正します。
〈2 県土利用の基本方針〉					
7	土木企画課	7	2 県土利用の基本方針 (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 ア 複合災害からの復興の進展	進捗状況等の数値については、いつ時点とするかにより変化するため、統一する必要があるのではないか。	令和3年7月頃を予定している答申案作成までに、各数値等が時点修正されれば可能な限り修正することとします。
8	高速道路室	7	2 県土利用の基本方針 (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 ア 複合災害からの復興の進展	伊達桑折IC～桑折JCTが令和2年8月2日に開通し、その開通により、令和2年度開通見込みの残区間が霊山IC～伊達桑折IC間となったため修正が必要。	御意見のとおり修正します。
9	道路総室	7	2 県土利用の基本方針 (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 ア 複合災害からの復興の進展	「福島～米沢北間」の全線開通は、平成29年11月のため、修正の必要がある。	御意見のとおり修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
10	エネルギー課	8	2 県土利用の基本方針 (2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 エ 再生可能エネルギーの導入拡大	再エネ「先駆けの地」とするためには関連産業の集積のみならず、再エネの導入拡大も推進しているため、以下に修正する。 「本県を再生可能エネルギー「先駆けの地」とするため、再生可能エネルギーの導入拡大並びに関連産業の集積を積極的に推進するものです。」	御意見のとおり修正します。
11	エネルギー課	8	2 県土利用の基本方針 (3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 エ 再生可能エネルギーの導入拡大	2018年度末1,993MW/2011年度末363MW=5.5倍であるため数値を修正する。	御意見のとおり修正します。
12	危機管理課	8	2 県土利用の基本方針 (2) 県土利用を巡る基本的条件の変化 ウ 自然災害の頻発化・激甚化	台風の名称を正式名称に変更し、文章を整理するため、以下のとおり修正する。 「本県においては、令和元年の東日本台風とその後の大雨（以下、「令和元年東日本台風等」という）により、阿武隈川水系や夏井川など多くの河川で氾濫が発生するなど、多くの命が失われただけでなく、住家や工場・事業所、農地等が浸水するなど甚大な被害に見舞われました。近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響によって、水害や土砂災害などの自然災害の頻発化・激甚化が懸念されています。」	御意見のとおり修正します。
13	除染対策課	10	(3) 県土利用における課題 ア 複合災害からの復興の進捗を踏まえた土地利用	「…また、原子力災害に伴う面的除染は、帰還困難区域を除いて完了しましたが、引き続き、 <u>帰還困難区域内</u> でも特定復興再生拠点区域を中心として除染の早期実施・完了や、仮置き場等の除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬出と搬出後の原状回復、放射線不安の解消の促進などが課題となっています。」を 「…また、原子力災害に伴う面的除染は、帰還困難区域を除いて完了しましたが、引き続き、 <u>特定復興再生拠点区域</u> を中心とした除染の早期実施・完了や、除去土壌等の中間貯蔵施設への早期搬出、仮置き場等の原状回復、放射線不安解消などが課題となっています。」に修正する。	御意見のとおり修正します。
14	農業担い手課	11	2 県土利用の基本方針 (3) 県土利用における課題 エ 景観や自然環境への配慮	景観や自然環境への配慮の項目に土地利用の転換や不可逆性を記載するのではなく、それ自体が県土利用における課題の一つであるため、別項目として、農業や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があることの記載が必要。 なお、平坦部においては土地改良事業の実施により区画が整理され、道路へ隣接しているなど生産性の高い優良農地ほど、宅地・工業用地としての土地に転用されている実態がある。	御意見を踏まえ修正します。
15	農業担い手課	12-17	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について	利用方法から捉えた方向性の記載であるが、復興、災害、産業振興、循環と共生などといった観点、関連性の記載が必要と思われる。	御意見を踏まえ、基本的な考え方を明記（図示）しました。
16	飯舘村	13	(4) 県土利用の基本的な考え方（基本方針）について ア 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用	「光」と「影」が交錯するふくしまという言葉が、ここだけの表記のため、どのような状態のことを指しているのか他の項目と比較してわかりにくい。知事発言に沿った県独自の表現と理解するが、以下の表現とするよう検討すべきと考える。 「(ア) <u>ふくしまを光輝く未来へつなげる</u> 」	御意見のとおり修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
17	地域振興課	14	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用 (イ) 個性や多様性を生かした魅力あるふくしまらしい地域づくりへ	UIJターンだけでなく、嫁ターン・孫ターンなど様々な形が考えられるため、まとめて「移住希望者」とした方が望ましいと思われる。	御意見のとおり修正します。
18	白河市	14	イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用 (イ) 個性や多様性を生かした魅力あるふくしまらしい地域づくりへ	「空き家の活用を支援する」を「住環境を支援する」が適切と考えます。	御意見を参考に「住環境の確保を支援する」に修正します。
19	道路総室	14	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な方針 イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用 (ウ) 地域資源を生かしてふくしまの宝へ	広域的な道路ネットワーク強化の効果について記載するため、以下のように表現を修正する。  「広域的な道路ネットワークの強化により、物流の効率化、空港・港湾の有効活用や企業立地促進など地域間の連携・交流の促進を図り、美しい自然や景観、歴史・文化、伝統工芸品、特産品などの魅力あふれる地域資源を活用して観光を始めとする交流人口の拡大や移住定住を促進するなど、地域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進します。」	御意見のとおり修正します。
20	エネルギー課	14	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用をめぐる基本的条件の変化 イ 活力ある県土づくりに向けた土地利用 (ア) 色あせないふくしまの地図を未来へつなぐ	再エネ「先駆けの地」とするためには関連産業の集積のみならず、再エネの導入拡大も推進しているため、内容を追加するもの。  「再生可能エネルギー先駆けの地を目指して、再生可能エネルギーの導入拡大並びに関連産業の育成・集積を図るとともに、…」	御意見のとおり修正します。
21	郡山市	15	ウ 県土の安全性を高める土地利用 (ウ) 取組を「進化」させ、県土の安全性を「深化」する	農地、山林のみではなく、土地全体を通しグリーンインフラの活用をイメージして幅広に表現するため、以下のように修正する。 「農地や森林をはじめ、土地の有する多面的な機能を活かして、保水機能の向上を図るなど～」	御意見を参考に「農地や森林などの有する多面的な機能を活かして、保水機能の向上を図るなど～」に修正します。
22	道路総室	15	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な方針 ウ 県土の安全性を高める土地利用 (イ) 県土の安全性をめぐる課題を克服する	・施設の有効活用と長寿命化が直結するイメージがないこと、また、維持管理は施設毎に計画的、また戦略的に実施するものであるため表現を以下のように修正する。  「施設の適切な維持管理により既存の社会資本の長寿命化を図るとともに、あらゆる主体が連携・協働のもと、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力・防災機能の向上に向けた土地利用を推進します。」	御意見のとおり修正します。
23	危機管理課	15	2 県土利用の基本方針 (3) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について ウ 県土の安全性を高める土地利用	「自助」・「共助」の取組は、土地利用を行わないので、削除をする。「公助」については、防災施設の整備等の取組はあるものの、救助活動や支援物資の提供が主な取組であり、土地利用と関連がないので削除する。	御意見のとおり修正します。 (なお、「自助」「共助」「公助」については、具体的な取組を記載する「3 計画の実現に向けた措置(3) 県土の安全性を高める土地利用」のところで記載することとします。)

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
24	土木企画課	15	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について ウ 県土の安全性を高める土地利用 (イ) 県土の安全性をめぐる課題を克服する	有効活用と長寿命化の関係がイメージしづらいため、老朽化対策による長寿命化の方が適切と考える。  社会資本の長寿命化と有効活用によって、地域防災力・防災機能の向上を図るという意味であれば、分けた方が良いと考える。	御意見のとおり修正します。
25	水産課	16	(ウ) 自然と調和した持続可能な県土利用を推進する	河川・湖沼も農地や森林同様多面的な機能を有し、健全な整備保全や維持管理を必要とするため以下のように修正する。 <u>「農地や森林、河川・湖沼は、生産の場としての機能のほか、洪水や土砂流出防止など県土保全機能や自然環境保全機能など多面的な機能を有していることから、健全な整備保全と適切な維持管理を図ります。」</u>	御意見のとおり修正します
26	埴町	16	2 県土利用の基本方針 (4) 県土利用の基本的な考え方(基本方針)について エ 持続可能な社会の実現に向けた土地利用 (ア) 環境負荷の小さい持続可能なふくしまならではの社会の実現を目指す	「中心部に集約」となると1ヶ所に集める意味が強くなる。1ヶ所でなく複数の拠点に集約することが自然災害から地域を守るのに有効だと考えられるため「生活拠点等に集約化し」に修正する。	中心市街地や生活拠点等に集約し、に修正します。
27	白河市	17	オ 人の営みと自然と営みが調和した土地利用 (イ) 地域コミュニティが生き生きと活動するまちづくりを推進する	「空き家の活用を支援する」を「住環境を支援する」が適当。	御意見を参考に「住環境の確保を支援する」に修正します。
28	飯舘村	17	オ 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 (イ) 地域コミュニティが生き生きと活動するまちづくりを推進する	国土交通省で推進している「空き家・空き地バンク」等、空き家と併せて空き地についても取り扱っている事業等が多いことから、空き家だけでなく空き地についても言及すべき。	3計画の実現に向けた措置(5)人の営みと自然の営みが調和した土地利用のところで、修正します。
<b>〈3 計画の実現に向けた措置の概要〉</b>					
30	飯舘村	19	ウ 複合災害からの復興に向けた土地利用	特定復興再生拠点区域の除染は国が実施するものであるため「特定復興再生拠点区域の除染については、地域の実情を踏まえた確実な実施を国に求めます。」に修正する。 また、この文のみ「だ・である調」となっているので併せて修正する。	御意見のとおり修正します。
31	危機管理課	20	3 計画の実現に向けた措置 (1) 県土の魅力高め、光り輝く未来に向けた土地利用 オ 災害に強い県土づくりの推進	後述の「ハード・ソフト両面」を示すために以下を追記する。 「災害発生時の被害を未然に防止する「防災」の強化に加え、発生しうる被害の最小化を図る「減災」の考えを全ての県民と共有し、連携して取り組むなど、」	御意見のとおり修正します。
32	建築指導課 建築住宅課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ア 新しいひと・モノの流れをつくる	移住等を検討している方に対する支援は住宅に限らないため、以下のとおり修正する。 「また、地域資源を生かした新しい働き方や暮らし方の体験を定住につなげるとともに、 <u>移住等を検討している方々へ様々な支援等を行うなど、ふくしまのふるさとを共に元気にできるような土地利用を図ります。</u> 」	御意見を踏まえ以下のとおり修正します。  「また、都市集中型から地方分散型の国土利用への意識の高まりを受け、地域資源を生かした新しい働き方や暮らし方の体験をオフィスの移転や移住・定住につなげるとともに、住宅支援を始め様々な支援を行うなど、ふくしまのふるさとを共に元気にできるような土地利用を図ります。」
33	農業担い手課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用	農地及び農地以外の土地を含んだ全ての土地に係る「担い手」を想定していると思われるが、「土地の担い手」という表現が一般的ではないと思われるため、再度検討すべきと思われる。	「土地に関わる担い手」に修正します。
34	農業担い手課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 イ にぎわい、出会い、交流する空間をつくる	農林水産部における各種プランと表現を統一するため、「新しい人が担い手として集まり、」を「新たな担い手を育成・確保して、」に修正する。	御意見のとおり修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
35	地域振興課	21	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ア 新しいひと・モノの流れをつくる	「地域資源を生かした新しい働き方や暮らし方」がどのようなものなのか不明なため削除してはどうか。新しい働き方という副業やテレワークというイメージかと思うが、土地利用の話でつなげるのは無理があると思われる。	P10の2(2)オにポスト新型コロナウイルスについて追記したので、新しい働き方とつながるものであると考えます。
36	福島市	22	3 計画の実現に向けた措置 (1) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 エ 限りある県土の有効活用を図る	国の国土利用計画(全国計画)では「耕作放棄地」という表現ではなく「再生困難な荒廃農地」と示しているため文言を合わせる。 また、荒廃農地から再生可能エネルギー発電事業用地として、メガソーラーや風力発電などの事業が予定されているため「森林への転換など農業以外の利活用も図ります。」を「新たな生産の場としての活用や、自然環境への再生を含め農地以外への転換を図ります。」とする。	御意見のとおり修正します。
37	白河市	22	ウ 人と地域がつながる土地利用の推進	「空き家の活用を支援する」を「住環境を支援する」が適当ではないか。	2県土利用の基本方針では「住環境」としましたが、3計画の実現に向けた措置では、具体例を上げて、「空き家・空き地の活用」とします。
38	飯舘村	22	ウ 人と地域がつながる土地利用の推進	国土交通省で推進している「空き家・空き地バンク」等、空き家と併せて空き地についても取り扱っている事業等が多いことから、空き家だけでなく空き地についても言及すべき	御意見のとおり修正します。
39	道路総室	23	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 オ 地域の活力を支える県土利用	ふくしま道づくりプランとの整合を図るため、「道路網」を削除する。	御意見のとおり修正します。
40	福島市	23	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 オ 地域の活力を支える県土利用	地域区分として7つの地域とする考えは、後記の4中、県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向に示されていることから、「7つの地域(地方振興局単位)」とする。	御意見のとおり修正します。
41	道路総室	25	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全を高める土地利用 ウ 既存施設の有効活用を図り、防災・減災機能を高める	維持管理は、施設の機能維持を図るものであり、機能向上には寄与しないため、「既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理を徹底し、」を「適切に維持管理された社会資本を積極的に活用し、」に修正する。	御意見のとおり修正します。
42	危機管理課	25	3 計画の実現に向けた措置 (3) 県土の安全性を高める土地利用 エ あらゆる主体が連携した取組の推進	「自助」・「共助」の取組は、土地利用を行わないので、削除をする。「公助」については、防災施設の整備等の取組はあるものの、救助活動や支援物資の提供が主な取組であり、土地利用と関連がないので削除する。	御意見を参考に、以下のとおり修正します。 「国、県、市町村、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担による「自助」・「共助」・「公助」の取り組みのもと、病院や庁舎、教育施設などの防災拠点の整備や避難施設等の耐震化を図るなど、地域防災力・防災機能の向上に取り組みます。」  なお、「自助」「共助」「公助」については、直接土地利用に関する言葉ではないとのこと指摘ですが、県土の安全性を高めるため、それらが有効に機能するような土地利用に言及する必要があるため、上記の記載にしたいと考えます。
43	水産課	26	オ 暮らしの基盤となる県土利用の推進	本県の河川湖沼の多くでは内水面漁業が実施されており、治水施設の整備による環境悪化で漁業に悪影響を与えないようにするため、以下のように修正する。 「水害への取組については、防災・減災のための堤防やダムなどの治水施設の整備を生態系に配慮しながら進めることはもとより、水循環の観点から流域本来が有する保水機能の向上や貯水施設の整備を図るなど、「流域治水」への土地利用を推進します。」	御意見のとおり修正します。
44	環境共生課	27	3 計画の実現に向けた措置 (4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用 イ 持続可能な暮らしのための県土利用	本記載内容に該当する事業は令和2年度をもって終了となるため削除する。  「さらに、災害時に防災拠点となる公共施設へ再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、安全・安心な地域づくりと地球温暖化対策の推進を図ります。」	御意見のとおり削除します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
45	地域振興課	29	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ウ 人と地域がつながる土地利用の推進 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 イ 人と自然が調和した適切な県土管理	UIJターンだけでなく、嫁ターン・孫ターンなど様々な形が考えられるため、まとめて「移住希望者」とした方が望ましいと思われる。	御意見のとおり修正します。
46	農業担い手課	29	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 イ 人と自然が調和した適切な県土管理	「農地」を「農用」と誤って記載している。	御意見のとおり修正します。
47	飯舘村	29	イ 人と自然が調和した適切な県土管理	国土交通省で推進している「空き家・空き地バンク」等、空き家と併せて空き地についても取り扱っている事業等が多いことから、空き家だけでなく空き地についても言及すべきと考える。 また、[再掲]と表示されているが、20ページと異なる文が記載されているため、同じ内容に修正すべきと考える。	御意見のとおり修正します。
48	地域振興課	29	3 計画の実現に向けた措置 (2) 活力ある県土づくりに向けた土地利用 ウ 人と地域がつながる土地利用の推進 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 イ 人と自然が調和した適切な県土管理	UIJターンだけでなく、嫁ターン・孫ターンなど様々な形が考えられるため、まとめて「移住希望者」とした方が望ましいと思われる。	御意見のとおり修正します。
49	地域振興課	29	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 イ 人と自然が調和した適切な県土管理	この箇所だけでなく、「空き家活用支援による受入体制整備」の取組が、2(4)イ(イ)、2(4)オ(イ)、3(2)ウなどにも見受けられ、【再掲】を入れるかどうか統一されていないように思われる。	2(4)イ(イ)、2(4)オ(イ)では、空き家の活用を「住環境」とし、3(2)ウ、3(5)イでは、より具体的に「空き家・空き地の活用」と使い分けをします。
50	自然保護課	30	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用	原生的な自然については、国が指定する「原生自然環境保全地域」が想定されるため、以下のように修正する。 「また、自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などの高い価値を有する原生的な自然については…」を「また、自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などの価値の高い優れた自然環境については…」	御意見のとおり修正します。
51	自然保護課	30	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用	法・条例ともに保全事業で統一されており、また、「等」に想定される事業が無いため、「保全修復事業等」を「保全事業」に修正する。	御意見のとおり修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
52	いわき市	30	3 計画の実現に向けた措置 (5) 人の営みと自然の営みが調和した土地利用 ウ あらゆる主体が連携した取組の推進	農地・森林の持つ機能（国土保全機能、水源涵養機能など）は、農業分野において一般に「多面的機能」と表現（国の食料・農業・農村基本計画など）されており、本素案の他の農用地等記載部分においても、「多面的機能」と記載されていること等を踏まえ、同表現への修正を検討いただきたい。	御意見のとおり修正します。 （「5 地域区分ごとの土地利用の原則（3）森林地域」にも同様の記載があったので併せて修正します）

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
〈4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向〉					
53	危機管理課	31	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向	「国土利用計画（全国計画）」の内容に合わせ、以下のように修正する。 「また、近年の気候変動を背景とする異常気象による甚大な自然災害が常態化しつつあります。」を「また、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響によって、自然災害が頻発化・激甚化しつつあります。」に修正する。	御意見のとおり修正します。
54	桑折町	32	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (1) 県北地区	「桑折町総合計画」において東北中央自動車道（相馬福島道路）のインターチェンジ周辺については流通業務地としての活用を目指しているため以下に修正する。  「東北・山形新幹線、東北自動車道及び東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備などにより首都圏や相双地域、宮城、山形方面へのアクセスが進んでいます格段に充実しています。 これら交通アクセスの良さも生かしつつ、…企業誘致や人材育成を推進していくことが求められています。 また、国道4号付近のインターチェンジ周辺については流通業務地としての土地利用を図り、物流の効率化、空港・港湾の有効活用、企業立地促進による経済の活性化など地域間の連携・交流を推進することが求められています。」	御意見を参考に以下のとおり修正します。 「東北・山形新幹線、東北自動車道及び東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備などにより首都圏や相双地域、宮城、山形方面へのアクセスが充実しています。 これら交通アクセスの良さも生かしつつ、…企業誘致や人材育成を推進していくことが求められています。」  なお、また以下の追加については、県国土利用計画は、県全域についての計画であり、一定の地域を特記するものではないことから、参考とさせていただきます。
55	県南地方振興局	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	「30」が全角半角入り交じりとなっているため、「30」と半角に統一する。	御意見のとおり修正します。
56	県南地方振興局	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	前半の「土地利用の現況を見ると…」と後半の「アクセス面でも優位性がある」は話がかみ合わないため、前半と後半を2つの文章に分ける。また、次の段落の「活力ある産業づくり」という内容に繋げるため、工業用地への製造業の集積について追記する。	御意見のとおり修正します。
57	県南地方振興局	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	「東北自動車」を「東北自動車道」へ修正。	御意見のとおり修正します。
58	県南地方振興局	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	大都市圏へのアクセスについて、「交通体系」と「行き先」の記述が入り乱れているため、以下のとおり整理する。 「東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系が整っているほか、福島空港に近いことから、隣接する首都圏に限らず、関西方面へのアクセスにも優位性がある地域です。」	御意見のとおり修正します。
59-1	県南地方振興局	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	前後の文章との接続がわかりやすくなるよう、下線を追加する。 「このような地域の特性をふまえて、地域内外の企業や、大学、ハイテクプラザ等の教育・研究機関と連携を図ることにより、新産業への参入や研究開発、販路拡大等を推進しながら地域経済を牽引する活力ある産業づくりが求められています。」	御意見のとおり修正します。
59-2	県南地方振興局	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	「地域内には…」に始まり「…区域内を…」 「…な地域です。」と、類似表現が繰り返されているため、以下のとおり文中及び文末を修正する。 「なお、地域内には、日光国立公園の甲子高原を源流とする阿武隈川や八溝地域を源流とする久慈川が豊かな水量を湛えながら区域内を縦断していることから、令和元年東日本台風での被害や経験を踏まえ、水害を始めとした自然災害への対応も必要となります。」	御意見のとおり修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
60	白河市	34	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (3) 県南地域	首都圏と隣接しており、国道や鉄道で容易に行き来が可能な地域として、土地利用構想や規制について、市町村境にとらわれず同一の理念で実施することが理想と考えられるため、「また、土地利用の一体性を確保する観点から、栃木県、茨城県との調整も必要な地域となります。」を追加する。	御意見を踏まえて修正します。
61	会津地方振興局	35	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (4) 会津地域	「会津縦貫道」を「会津縦貫北道路・会津縦貫南道路」に修正する。 「東縁断層帯」を追加する。	御意見のとおり修正します。
62	南会津振興局	36	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (5) 南会津地域	「会津鉄道で首都圏と直結していることや、会津縦貫南道路、国道289号八十里越など整備により、・・・」を「平成29年に東武鉄道特急「リバティ会津」が乗入し、また会津縦貫南道路や国道289号八十里越などの整備が進展していることから、・・・」に修正する。	御意見を参考に以下のとおり修正します。 「東武鉄道特急の乗り入れにより首都圏と直結していることや、会津縦貫南道路、国道289号八十里越など整備により、・・・」
63	南会津町	36	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (5) 南会津地域	会津鉄道により首都圏と直結しているわけではなく、東武鉄道のリバティ会津が会津田島駅に乗り入れていることにより、首都圏と直結しているため「会津鉄道で首都圏と直結していることや、会津縦貫南道路…」を「東武鉄道で首都圏と直結していることや、会津縦貫南道路…」に修正する。	
64	南会津振興局	36	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (5) 南会津地域	(5) 南会津地域について、R2時点、全域が過疎・中山間地域に指定されているため「地域のほぼ全域が過疎・中山間地域であり・・・」を「地域の全域が過疎・中山間地域であり・・・」に修正する。	御意見のとおり修正します。
65	富岡町	37	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (6) 相双地域	(誤字の指摘) 「期間困難区域」→「帰還困難区域」	御意見のとおり訂正します。
66	いわき地方振興局	38	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (7) いわき地域	県国土利用計画第3章2(2)のように、土地利用現況を示した上で記述すべきではないか。	「県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の推移の地域別概要」については巻末に掲載します。
67	いわき市	38	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (7) いわき地域	「出水期や台風期を中心として河川氾濫などの自然災害への対応も必要に」を「出水期や台風期を中心として河川氾濫などの自然災害への備えも必要に」に修正する。	御意見のとおり追記します。
68	いわき市	38	4 県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向 (7) いわき地域	県では、平成28年より、福島イノベーション・コースト構想を加速化し、福島全域を未来の新エネルギー社会のモデル創出拠点とすることを目指す福島新エネ社会構想に基づく取り組みを実施しており、その中で、阿武隈地域等における風力発電等の大量導入に向けた送電網の整備や発電事業者を公募するなど、阿武隈地域等(当市にも立地される見込み)における風力発電事業を推進しているとともに、市民団体等において、立地にあたっては、環境への配慮が強く求められていることから、(7)いわき地域について、以下を追加「また、阿武隈高地は、風力発電に適した風況等があることや、エネルギー変換効率が比較的高いことなどから、福島イノベーション・コースト構想を加速化する福島新エネ社会構想に基づく再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、風力発電設備等の導入支援や送電網の整備等が進められており、環境保全や地域との共生に配慮した再生可能エネルギーの推進が求められています。さらに、いわき地域の強みである…」を追加する。	御意見を参考に以下のとおり修正します。 「また、阿武隈高地は、福島新エネ社会構想に基づく再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、風力発電設備等の導入支援や送電網の整備等が進められており、環境保全や地域との共生に配慮した再生可能エネルギーの推進が求められています。」

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
〈5 地域区分ごとの土地利用の原則〉					
69	白河市	39	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (1) 都市地域	平成初期の人口が増加傾向にあった時代に都市地域は拡大しましたが、人口減少社会を迎えるに当たり、人口規模に見合った都市地域の広さを模索し、他の地域区分との重複を解消する方向性を示す必要があると考えます。特に、P43の重複地域における調整方針では、都市地域が優先されているため、都市地域の縮小は必要になります。そのため、以下の表現を追加する。 「また、人口の集約状況に応じ、都市地域の縮小についても促進していくものとします。」	御意見のとおり追記します。
70	郡山市	39	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (1) 都市地域	(条文誤り) 「都市計画法第7条第1項による市街化調整区域」→「都市計画法第7条第3項による市街化調整区域」	御意見のとおり修正します。
71	下水道課	39	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (1) 都市地域	下水道施設について、国から耐水化計画の策定を要請されているため、「公共インフラ等の耐震化や計画的・効率的な維持管理と」を「公共インフラ等の耐震化・耐水化や計画的・効率的な維持管理と」に修正する。	御意見を参考に以下のとおり修正します。
72	道路総室	39	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (1) 都市地域	施設の更新は長寿命化ではないため、以下に修正する。 「さらに、自然災害等による被害を最小限に抑えるため、公共インフラの耐震化や施設の更新、適切な維持管理による長寿命化などにより「防災」機能の強化を図るとともに、ハザードマップの作成や地域住民等との情報共有による「減災」対策を併せて推進します。」	「さらに、自然災害等による被害を最小限に抑えるため、公共インフラ等の耐震化・耐水化や施設の更新、適切な維持管理による長寿命化などにより「防災」機能の強化を図るとともに、ハザードマップの作成や地域住民等との情報共有による「減災」対策を併せて推進します。」
73	郡山市	39	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (1) 都市地域 イ	(条文誤り) 「都市計画法第7条第1項による市街化区域」→「都市計画法第7条第2項による市街化区域」	御意見のとおり修正します。
74	農業担い手課	41	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (2) 農業地域	表現が一般的でないため、「農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、…」を「農業生産の効率化を図り、農業担い手を持続的・安定的に育成・確保するため、…」に修正する。	御意見のとおり修正します。
75	森林保全課	42	5 地区区分ごとの土地利用の原則 (3) 森林地域 ア 保安林	森林法第26条又は第26条の2において、保安林の解除要件が設けられていることから、他用途への転用を認めないとする旨の文言は適切ではなく、保安林の性質に鑑み、極力他用途への転用を避ける旨の文言とした方がよい。そのため以下のように修正する。 「…適正な管理を行うとともに極力他用途への転用を避けるものとします。」	御意見のとおり修正します。
76	自然保護課	44	5 地域区分ごとの土地利用の原則 (5) 自然保全地域	緑地環境保全地域の指定があるため「自然環境保全地域」を「自然環境保全地域等」に修正する。	御意見のとおり修正します。

	担当課・市町村等	ページ	項目等	修正意見等	修正・対応状況
〈6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針〉					
77	埴町	45	6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等 ア都市地域と農業地域とが重複する地域	都市周辺農地の遊休化や宅地化現状から一定の計画に基づいた都市的利用は認めるべきではないかと考えられるため、「農用地としての利用を優先するものとします。」を「周辺土地利用の現況並びに将来の動向に留意しつつ農用地としての利用を優先します」に修正する。	この項目は、土地利用区域区分が重複した場合の調整方法について、その原則を述べるところであり、「5 地域区分ごとの土地利用の原則(1) 都市地域」の計画と整合性を図るため、現行のままとさせていただきます。
78	地域政策課	50-51	6 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項	「東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する制度」について、国から「対象地域の重点化」をすることが示されているが、現時点では詳細が不明であり、改正内容によっては今後国土利用計画を修正する可能性がある。	国からの連絡等に合わせ、修正意見等をお願いします。
〈その他の資料について〉					
79	企業立地課	担当課一覧表	2 県土利用基本方針 (2) エ (4) イ(ア) 3 計画の実現に向けた措置 (4) ア	担当課に産業創出課を追加する。	御意見のとおり追加します。
80	本宮市	現計画11	3 県土利用の基本方向 (1) 地域類型別 ①都市	農用地については、少子高齢化社会に伴い、農家の高齢化、担い手減少等による耕作放棄地の増加が見受けられ、また、農業収入の減少等を背景に、非農業的な土地利用の需要があるため、以下のとおり内容を修正する。 「なお、新たな土地需要に対しては、市街地内の低未利用地等の活用を優先させつつ、農用地や森林などからの転換は、 <u>地域の実情に応じて適切に行うことを基本とする。</u> 」	2 県土利用の基本方針(3) 県土利用における課題 エ景観や自然環境への配慮の事項で、県の担当課の意見を踏まえて追記修正を行っております。
81	本宮市	現計画11	3 土地の有効利用の促進 (6) 低未利用地の有効利用	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電)の設置に当たって、景観、防災・環境上の懸念等をめぐる問題が全国的に生じているため、下線の内容を追加する。 「なお、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、森林への転換や、 <u>景観、環境及び防災等に配慮した再生可能エネルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を図る。</u> 」	P 2 6 3 計画の実現に向けた措置、(4) 持続可能な社会の実現に向けた土地利用、ウ持続可能な社会を実現する適切な県土利用に記載しています。